

2026 年 10 月 1 日

東京都大田区西蒲田八丁目 16 番 6 号

ソレキア株式会社

代表取締役社長 小林 義和

吸収合併に関する事後開示事項

当社は、ソレキア・プラッツ株式会社（以下「S P Z」といいます。）との間で 2026 年 6 月 18 日に締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、S P Z を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する事後開示事項（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

（1）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

S P Z は当社の完全子会社であるため、当該事項はありません。

（2）会社法第 785 条および第 787 条の規定ならびに第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 785 条）

S P Z は当社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

② 新株予約権買取請求（第 787 条）

S P Z は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第 789 条）

S P Z は、2026 年 8 月 25 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知れている債権者に対して各別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は第 796 条第 2 項本文に規定する場合にあたるため、該当事項はありません。

（2）会社法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第 797 条）

本合併は第 796 条第 2 項本文に規定する場合にあたるため、該当事項はありません。

② 債権者の異議（第 799 条）

当社は、2026 年 8 月 25 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、S P Z の資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2026 年 10 月 1 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

2026 年 8 月 24 日

東京都大田区西蒲田八丁目 16 番 6 号
ソレキア・プラッツ株式会社
代表取締役社長 和田山 栄

吸収合併に関する事前開示事項

当社は、ソレキア株式会社（以下「ソレキア」といいます。）との間で 2026 年 6 月 18 日に締結した吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、ソレキアを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関する事前開示事項（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はソレキアの完全子会社であることから、ソレキアは、本合併に際し、当社の株主に対して、その株式に代わる株式、金銭その他の財産の交付を行いません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

ソレキア of 最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社に関する事項（吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以降におけるソレキアの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のソレキアの収益状況及びキャッシュ・フローの状況等に鑑みて、ソレキアが負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後におけるソレキアの債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙 1

合併契約書

ソレキア株式会社（以下「甲」という）とソレキア・プラッツ株式会社（以下「乙」という）とは、合併に関し次の通り契約を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）する。

第 2 条（商号および住所）

本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は、以下の通りである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商 号：ソレキア株式会社

住 所：東京都大田区西蒲田八丁目 1 6 番 6 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商 号：ソレキア・プラッツ株式会社

住 所：東京都大田区西蒲田八丁目 1 6 番 6 号

第 3 条（合併対価の不交付）

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、金銭等の交付は行わない。

第 4 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は 2026 年 10 月 1 日とする。ただし、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第 5 条（甲の資本金および準備金）

本合併により、甲の資本金、資本準備金および利益準備金の額は増加しない。

第 6 条（権利義務の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産および負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（甲の簡易合併と乙の略式合併）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第8条（会社財産の善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第9条（契約の変更または解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変更が生じた場合または本契約に従った本合併の実行に重大な支障となりうる事象が発生もしくは判明した場合には、甲および乙が協議のうえ、本契約を変更または解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し当事者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。もしくは、本契約の電磁的記録を作成し、当事者が電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

2026年6月18日

甲 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
ソレキア株式会社
代表取締役社長 小林 義和

乙 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
ソレキア・プラッツ株式会社
代表取締役社長 和田山 栄

(証券コード 9867)
2026年6月4日

株主各位

東京都大田区西蒲田八丁目16番6号
solekia ソレキア株式会社
代表取締役社長 小林 義和

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.solekia.com/ir/stock_gm.htm



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（ソレキア）または証券コード（9867）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申しあげます。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 オリジア

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項 1. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

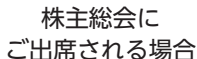
- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役12名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ◎当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。
- ①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
- なお、監査報告および会計監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

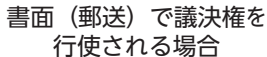


議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



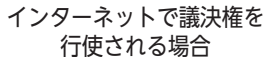
日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

●こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ **[賛]** の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ **[否]** の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ≫ **[賛]** の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

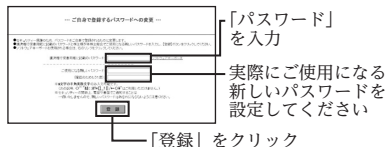
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策に伴う一部製造業への影響や住宅投資に弱さがみられたものの、企業収益は高水準を維持し、構造的な人手不足を背景としたデジタル化や省力化を目的とした投資は増加傾向にありました。また、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要を背景とした内需の下支えもあり、景気は緩やかな回復が続きました。一方、原材料や物価の高騰に加え、わが国の金融政策の転換による影響や米国の関税政策による貿易摩擦の激化、ウクライナや中東情勢の緊迫化など、景気の先行きの不確実性については引き続き注視が必要です。

世界経済は、米国の関税政策がグローバルなサプライチェーンに及ぼす影響や地政学リスクの長期化、金融政策の動向等を背景とする減速のリスクも懸念されます。

I Tサービス業界におきましては、企業の新たな価値を生み出し、事業競争力強化を目的としたA I（人工知能）・D X（デジタルトランスフォーメーション）への期待と需要は高い水準で拡大傾向にあります。デジタル技術の進化とともに、レガシーシステムのモダナイゼーション（近代化）需要、クラウドサービスや情報セキュリティ対策へのI T投資に加えて、Windows 10のサポート終了に伴うクライアント環境の更新需要などもあり、I T投資需要は総じて旺盛に推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループは従業員参加による活性化委員会の活動を中心とした経費の削減、原価低減に取り組むとともに、協業パートナーと共創を深めながら、既存ビジネスの深耕と新規顧客の開拓、新たなデジタルビジネスとソリューション・サービスの創出を図り、積極的な受注拡大に努めました。

コンポーネント・デバイス・ソリューション分野では、医療機器、産業機器および車載関連市場において需要が回復し、売上高は増加となりました。

I Tソリューション・サービス分野では、デジタル技術を活用して事業の競争力と効率の向上を図るデジタル化へのニーズが高まり、基幹系システムの更新需要やクラウド移行を取り込むことにより、民需、社会公共、ヘルスケアの各分野における商談が好調に推移するとともに、前年度に引き続きWindows 10のサポート終了に伴うクライアント環境の更新需要もあり、売上高は増加しました。

システムソリューション分野では、ERP（統合基幹業務システム）ビジネスやパソコン更新商談、サーバの仮想化、クラウドサービスとのハイブリッド化などの社会インフラ基盤構築商談も増加し、サイバー攻撃の高度化やBCP（事業継続計画）への関心の高まりを受けた新規需要もあり、売上高は増加しました。

フィールドサービス分野では、システムのクラウド化の進展により従来の保守サービスビジネスが縮小する中、ネットワーク構築、データセンター運用サービスおよびキッティング商談の獲得に注力し、売上高は増加しました。

当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、民需、社会公共、ヘルスケアなど各分野で商談が増加し、電子デバイス、サーバなどの情報通信機器、システムエンジニアリングサービス、フィールドサービスが増収となったことから、売上高は303億81百万円（前期比8.4%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加と採算性が向上したことに加え、退職給付債務の減少による人件費の圧縮効果2億87百万円もあり、営業利益は26億19百万円（前期比51.7%増）、経常利益は26億50百万円（前期比51.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は17億円（前期比57.3%増）となりました。

次にセグメント別の概況をご報告します。

〔首都圏〕

電子デバイスやシステムエンジニアリングサービス、フィールドサービスは増収となりましたが、前年度の大規模な業務システム端末商談の反動や期末にかけてはパソコン用半導体の需要集中に伴うハードウェアメーカーの供給遅延の影響もあり情報通信機器が減収となったことから、売上高は148億54百万円（前期比3.3%減）となりました。

損益面につきましては、売上構成の変化と採算性の向上により、営業利益は12億27百万円（前期比19.3%増）となりました。

〔東日本〕

民需商談や自治体・文教・医療機関向け商談が増加したことにより、パソコン等の情報通信機器、システムエンジニアリングサービスやフィールドサービスが増収となったことから、売上高は80億91百万円（前期比23.8%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加と採算性の向上により、営業利益は9億7百万円（前期比69.7%増）となりました。

〔西日本〕

民需での基幹システム更新や文教向け大型商談の獲得により、システムエンジニアリングサービス、サーバやパソコン等の情報通信機器、電子デバイスやフィールドサービスが増収となったことから、売上高は71億26百万円（前期比17.9%増）となりました。

損益面につきましては、売上高の増加により、営業利益は6億56百万円（前期比75.8%増）となりました。

（セグメント別売上高）

区 分	売 上 高	
	金 額	構 成 比 率
首 都 圏	14,854,723千円	48.9 %
東 日 本	8,091,165千円	26.6 %
西 日 本	7,126,862千円	23.5 %
そ の 他	308,754千円	1.0 %
合 計	30,381,506千円	100.0 %

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における所要資金は、主に金融機関からの借入および自己資金により賄いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 (2023年3月期)	第66期 (2024年3月期)	第67期 (2025年3月期)	第68期 (2026年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	23,771,790	25,178,234	28,025,172	30,381,506
経 常 利 益 (千円)	1,028,699	1,655,700	1,744,206	2,650,296
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	699,449	1,045,695	1,080,771	1,700,184
1株当たり当期純利益 (円)	809.33	1,210.08	1,250.81	1,967.92
総 資 産 (千円)	19,207,526	19,953,312	22,275,651	24,156,509
純 資 産 (千円)	8,997,253	10,054,262	11,110,907	12,820,180

(5) 対処すべき課題

国内 I T サービス市場においては、企業の競争力強化に向けた D X への投資が、生成 A I の急速な普及・実用化を背景に、全産業でさらに加速しております。デジタル技術は単なる効率化の手段から、ビジネスモデルそのものを再定義する核心的な要素へと変貌を遂げております。お客様の I T 投資の目的が生産性の向上や業務効率化のみならず、データと A I を活用した事業競争力の強化やビジネスモデルの変革へとシフトする中で、S X（サステナビリティトランスフォーメーション）や D X への取り組みは、新たな付加価値の創出に繋がる中長期的なテーマと捉えられております。

また、不透明な国際情勢を背景としたサイバー攻撃の高度化・巧妙化、サプライチェーン全体でのセキュリティ確保、さらには頻発する自然災害への対策など、社会のレジリエンス（回復力）を高める I T 基盤の重要性は、かつてないほどに高まっております。

当社グループは、I T の専門スキルを持つ営業・システムエンジニア・サービスエンジニアの三位一体によるトータルサポート力を強みとし、協業パートナーとの共創をさらに深化させます。安全・安心なデジタル基盤の提供を通じて、お客様の多様な課題を解決する「価値創造パートナー」として、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

① 生成 A I ・先端技術を活用した高付加価値サービスの創出

国内 I T サービス市場では、生成 A I の導入による業務プロセスの抜本的な改革や、新たなビジネス価値の創出に対する期待が高まっております。当社グループは、生成 A I、I o T 等の先端テクノロジーと、長年培った業種知見を掛け合わせ、お客様の課題に即した実戦的なソリューションを提供いたします。特に、高度化するサイバー脅威に対しては、最新のゼロトラスト・アーキテクチャに基づいたセキュリティ対策を強化し、お客様のデジタル変革を「安全」の側面から強力に支援してまいります。

② スtock型ビジネスの進化と伴走型支援の拡充

従来の「保守・運用」の枠組みを超え、お客様の I T 環境の変化に継続的に対応する「伴走型」の S to ck ビジネスを強化いたします。クラウド移行後の最適化運用や、マネージドセキュリティサービス、マルチベンダー環境における統合サポートメニューを拡充し、安定的な収益基盤をさらに強固なものにします。

また、社内業務への R P A（R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n）や A I 活用を徹底することで保守品質と業務効率を高め、創出したリソースをより創造的なサービス領域へとシフトさせてまいります。

③ 人的資本の最大化と組織能力の向上

持続的な成長の原動力である「人財」への投資を最優先事項と位置づけます。生成AI等の先端技術を使いこなし、お客様のビジネス課題を解決できる「コンサルティング型人財」の育成を加速させる教育体系を整備していくとともに、変化に柔軟に対応できる組織体制を構築して、組織全体の提案力と実行力を高めてまいります。

④ 経営基盤の強化

組織の活性化、従業員のモチベーション向上を図り、従業員目線での新たな制度や仕組みを検討するなど、従業員価値の向上により利益体質が強化されるよう取り組むとともに、コンプライアンスの遵守、情報セキュリティ体制の継続的な刷新、サステナビリティ経営の推進およびリスクマネジメントの強化に取り組み、経営基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

これらの対処すべき課題に全力で取り組み、お客様と社会から信頼されるパートナーになる努力を積み重ねていく所存でありますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ソレキア・プラッツ株式会社	千円 30,000	100.0%	情報処理機器およびソフトウェアの販売ならびに保守
SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD.	千ドル 616	100.0%	医療用モニタ等販売およびソフトウェアサポート
SOLEKIA VIETNAM LIMITED	千ドル 250	100.0%	ソフトウェアの設計・開発

(注) 特定完全子会社は存在しません。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

- ① コンポーネント・デバイス・ソリューション事業
- ② I Tソリューション事業
- ③ システムソリューション事業
- ④ フィールドサービス事業

以下の4分野で、お客様のビジネスをトータルサポートいたします。

[コンサルティング]

- ビジネスコンサルティング
- ネットワークコンサルティング
- システムコンサルティング
- L S I デザインコンサルティング

[ハードウェア]

- I T 販売
(法人向けパソコン、各種サーバ、ネットワーク機器等)
- 各種デバイス・コンポーネント販売
(センサーデバイス、A S I C、汎用L S I、パワー半導体、各種コンポーネント)

[ソリューション・サービス]

- 各種ソフトウェア開発
(業種・業務アプリケーション開発、制御系システム開発、通信系ソフトウェア開発、組込ソフトウェア開発、クラウドシステム開発)
- システムインテグレーション
(S C M、C R M、E R P、業種・業務パッケージ、情報セキュリティソリューション等)
- ネットワークソリューション・サービス
(モバイルネットワーク、インターネットVPN、I P－VPN、ゼロトラストネットワーク)

[サポート&サービス]

- フィールドサービス
(情報機器および通信機器の保守サービス、キッティング、導入設置サービス、運用サービス、データリカバリサービス、データ消去サービス、撤去サービス等)
- 情報セキュリティサービス
(診断、監視サービス、情報セキュリティ対策サービス等)

- データセンターサービス
(保守、運用支援)
- ITインフラ構築サービス
(ネットワーク・サーバシステムの企画・設計・構築・導入および付随する情報セキュリティ対策サービスその他のファシリティサービス)
- アウトソーシングサービス
(運用支援サービス、監視サービス)
- オフサイトサービス
(パソコンおよび周辺機器のキitting)

(注) 略語の説明 (アルファベット順)

A I	Artificial Intelligence コンピュータに知的な活動をさせることを目的とする研究と技術
A S I C	Application Specific Integrated Circuit アプリケーション仕様の集積回路
C R M	Customer Relationship Management 顧客の購買履歴、その他を分析し、顧客に最適なシステムを構築するための支援システム
D X	Digital transformation 企業がデータとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。それによって企業として安定した収益を得られるような仕組みを作ること
E R P	Enterprise Resource Planning 統合基幹業務システム
I o T	Internet of Things コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと
R F I D	Radio Frequency Identification 電波により個体 (ヒト、モノ) を自動認識する技術を用いた製品およびシステム
R P A	Robotic Process Automation これまで手作業で行ってきた仕事を、ルールエンジンやA I、機械学習などの認知技術を取り入れたロボットに代行してもらうことにより、業務の大部分における自動化や効率化を図る取り組み

S C M	Supply Chain Management 情報システムを利用して、部品調達から生産・物流・販売までを総合的に管理する仕組み
S X	Sustainability Transformation 企業が社会の持続可能性に資する長期的な価値提供を行うことを通じて、社会の持続可能性の向上を図るとともに、自社の長期的かつ 持続的に成長原資を生み出す力（稼ぐ力）の向上と更なる価値創出へとつなげていくこと。そのために必要な経営・事業変革
V P N	Virtual Private Network 共有回線の利用者の間に仮想的な専用回線を構築し、プライベートなネットワークとして利用する技術。インターネットVPNは、通信にインターネット回線を用いる。IP-VPNは、通信に通信事業者の閉域ネットワークを用いる

(8) 主要な営業所（2026年3月31日現在）

① 当社

本店 東京都大田区西蒲田八丁目16番6号

〔システムソリューション拠点〕

東京（蒲田）

〔支店〕

東北（仙台市）、福島（郡山市）、関東（さいたま市）、群馬（高崎市）、
宇都宮、長野（上田市）、諏訪、大阪、京都、高松、松山

〔サポート&サービスセンター〕

東京（神田・立川）、川崎、太田、宇都宮、
長野（上田・佐久・諏訪・松本・大町）、
大阪（大阪・枚方）、京都

② 子会社

ソレキア・プラッツ株式会社 （東京）

SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD. （シンガポール共和国）

SOLEKIA VIETNAM LIMITED （ベトナム社会主義共和国）

(9) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
首 都 圏	337名	△12名
東 日 本	162名	△4名
西 日 本	108名	3名
そ の 他	106名	△1名
合 計	713名	△14名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
首 都 圏	337名	△12名
東 日 本	162名	△4名
西 日 本	108名	3名
そ の 他	96名	△3名
合 計	703名	△16名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	2,130,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	500,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	500,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 2,124,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 865,301株 |
| (3) 株主数 | 717名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
フ リ ー ジ ア ・ マ ク ロ ス 株 式 会 社	259,800株	30.1%
佐 ヲ 木 ベ ジ	190,999	22.1
INTERACTIVE BROKERS LLC	49,100	5.7
小 林 義 和	38,204	4.4
竹 内 理 人	27,000	3.1
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	24,600	2.8
富 士 通 株 式 会 社	23,558	2.7
ソ レ キ ア 従 業 員 持 株 会	20,057	2.3
小 林 英 之	17,681	2.0
東 特 塗 料 株 式 会 社	16,195	1.9

（注）持株比率は自己株式1,444株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 義 和	経営戦略統括 兼管理グループ担当 兼監査部担当 兼経営企画室担当 兼コーポレートサービス部担当 兼ソレキア・アカデミー担当 ソレキア・プラッツ株式会社代表取締役会長
取 締 役 顧 問	佐々木 ベ ジ	管理グループ副担当 兼海外及び新規ビジネス（人財・開発）担当 兼管理グループ長 兼DX推進センター長 兼情報セキュリティビジネス推進室長 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役 夢みつけ隊株式会社代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD. 理事長 株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社代表取締役 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 尚茂電子材料股份有限公司 董事長 株式会社協和コンサルタンツ取締役 株式会社ラピーヌ代表取締役社長
常 務 取 締 役	樋 口 雄 三	営業部門統括 兼コーポレートサービス部副担当 兼DC・クラウド推進室担当 兼特定アカウント推進室担当 兼バックオフィスセンター担当 兼事業推進部担当 兼経営企画室副担当 兼DX推進センター長代理
常 務 取 締 役	菊 盛 信 彦	デジタルソリューション事業グループ担当 兼ヘルスケアソリューション事業部担当 兼東日本支社担当 兼インフラサービス事業グループ担当
取 締 役	国 安 哲 史	東特巻線株式会社監査役
取 締 役	塚 本 勲	加賀電子株式会社代表取締役 会長執行役員 SAAFホールディングス株式会社社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	昆 幸 弘	技研興業株式会社取締役
取 締 役	佐 藤 生 空	佐藤生空法律事務所 弁護士 株式会社ラピース社外取締役（監査等委員） 弁護士法人ABC 代表社員
取 締 役	村 下 順 一	システム部門統括 兼システムソリューション事業グループ担当 兼システム事業推進部担当
取 締 役	塚 田 武 文	西日本支社長
取 締 役	竹 田 錠 一	インフラサービス事業グループ長
取 締 役	酒 井 英 隆	デジタルソリューション事業グループ長
常 勤 監 査 役	真 野 利 啓	
監 査 役	石 原 和 彦	
監 査 役	奥 山 一 寸 法 師	フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD総経理 株式会社協和コンサルタンツ社外監査役 株式会社ラピース取締役 技研工業株式会社監査役
監 査 役	三 好 裕 之	三好コンサルティング株式会社代表取締役 学校法人清水学園監事 一般財団法人国際文化きもの学会監事

- (注) 1. 取締役国安哲史、塚本 勲、昆 幸弘、佐藤生空の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石原和彦、奥山一寸法師、三好裕之の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役三好裕之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役塚本 勲、佐藤生空の両氏および監査役石原和彦、三好裕之の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2025年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、取締役の和田山栄、遠藤英明および平山 淳の3氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2025年6月27日開催の第67期定時株主総会において、新たに塚田武文、竹田錠一および酒井英隆の3氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役	115,904	97,104	18,800	15
(うち社外取締役)	(14,220)	(14,220)	(－)	(4)
監査役	25,480	24,780	700	4
(うち社外監査役)	(11,580)	(11,580)	(－)	(3)
合計	141,384	121,884	19,500	19
(うち社外役員)	(25,800)	(25,800)	(－)	(7)

- (注) 1. 上表には、2025年6月27日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1990年11月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第42期定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

5. 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法は次のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針

取締役の個人別の報酬に関する基本方針は、企業価値の長期にわたる持続的な向上を図るため、変化する経営環境に対応して、事業の充実ならびに企業価値の向上に対する報奨として適切に機能することを目指しており、当該内容を2021年3月26日開催の取締役会において、決議しております。

②基本方針の概要

取締役の個人別の報酬は、各役員の職責や役職に応じて月額による定額報酬として支給する固定報酬と業績ならびに各役員の貢献度に応じて支給する業績連動報酬（賞与）で構成され、業務執行を担う取締役には固定報酬および業績連動報酬を、社外取締役には固定報酬のみを、それぞれ金銭報酬として支給することとしております。なお、固定報酬は、各役員の職責、役職、業績等を勘案し、個別の報酬額を決定しております。

③業績連動報酬等の内容に関する事項

業績連動報酬は、1事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益を基本として、業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定し、賞与として毎年一定の時期に支給するものとしております。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益が一定の基準を下回る場合は支給しないこととしております。当該指標を選定した理由は、取締役の業績責任をはかるうえで、明瞭性・客観性が高い適切な指標であると判断したためです。なお、業績連動報酬の指標となる当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の実績値は、1,700,184千円となりました。

また、業績連動報酬の割合は、取締役の報酬額の15%～40%を目安としております。

④取締役の個人別の報酬等についての決定に係る委任に関する事項

当事業年度における個人別の報酬額については、取締役の個人別の報酬に関する基本方針に基づき、代表取締役社長である小林義和がその具体的内容の決定について委任を受けており、その内容は各取締役の固定報酬の額および賞与であります。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各役員の職責および貢献度について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、代表取締役社長である小林義和の地位・担当は招集通知17頁および46頁に記載のとおりであります。

⑤当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個人別の報酬等の内容については、2021年3月26日開催の取締役会において決議した基本方針と同様の内容により決定されていることから、取締役会としても基本方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 国安哲史

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役国安哲史氏は、東特巻線株式会社の監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

② 取締役 塚本 勲

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役塚本 勲氏は、加賀電子株式会社代表取締役 会長執行役員であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役塚本 勲氏は、SAAFホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。
- (iii) 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。
- (v) 責任限定契約の内容の概要
当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

③ 取締役 昆 幸弘

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

取締役昆 幸弘氏は、技研興業株式会社の取締役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。

- (iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席するとともに、経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。

- (v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 取締役 佐藤生空

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

取締役佐藤生空氏は、佐藤生空法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間に特別の関係はありません。

また、同氏は、弁護士法人ABCの代表社員であります。当社と同法人との間に特別の関係はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係
取締役佐藤生空氏は、株式会社ラピーヌ社外取締役（監査等委員）であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

- (iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当該事業年度における主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席するとともに、高い見識を持つ弁護士の観点から、必要に応じ、適宜質問・助言を行っております。

- (v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑤ 監査役 石原和彦

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

- (iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、金融分野における豊富な知識・経験と他社での監査役としての実績を活かして、総合的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

- (v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑥ 監査役 奥山一寸法師

- (i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

監査役奥山一寸法師氏は、フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長であります。当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

また、同氏はフリージアトレーディング株式会社およびフリージア・オート技研株式会社の代表取締役、DAITO ME HOLDINGS CO.,LTDの総経理、株式会社ラピーヌの取締役であります。当社と当該4社との間に特別の関係はありません。

- (ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

監査役奥山一寸法師氏は、株式会社協和コンサルタンツの社外監査役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

- (iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- (iv) 当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、経営者としての豊富な経験を活かして、総合的な見地から、適宜必要な発言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

⑦ 監査役 三好裕之

(i) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

監査役三好裕之氏は、三好コンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間に特別の関係はありません。

(ii) 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該法人等との関係

監査役三好裕之氏は、学校法人清水学園の監事、一般財団法人国際文化きもの学会の監事であります。当社と当該2法人との間に特別の関係はありません。

(iii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(iv) 当該事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会5回のうち全てに出席いたしました。取締役会においては、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問・助言を行い、監査役会においては、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告する。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役、従業員等は法令、定款の遵守および倫理に基づき誠実で公正な行動をすることを根幹とし、これを『ソレキアグループ行動指針』に定める。
- ② 当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者は、従業員等に対して研修の実施などにより『ソレキアグループ行動指針』を周知徹底し、コンプライアンス意識の向上を図り、グループ全体のコンプライアンスの企業風土の醸成に取り組む。
- ③ コンプライアンス担当責任者を取締役から選任し、担当責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの状況を取締役会、監査役に定期的に報告する。
- ④ 当社およびグループ会社の取締役は、従業員等からの法令ならびに社内諸規則違反などのコンプライアンスの問題や疑問について、内部通報制度〔コンプライアンス（企業倫理）ホットライン〕を通して、情報の早期把握および解決に取り組む。なお、通報者は通報したことにより不利益な取り扱いを受けないことを保証する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報は、『文書取扱規程』に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役は、職務執行を確認するために、『文書取扱規程』により必要とする文書を常時閲覧できるものとし、各文書の保管責任者は、経営者、監査役の要請に応じていつでも閲覧可能であるように体制整備を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業価値の向上、持続的な企業活動等を阻害するおそれのあるリスクに関する情報を一元的かつ網羅的に収集・評価して、重要なリスクを特定し、その重要性に応じて諸施策を講じるとともに、その進捗度を点検、評価して継続的な改善活動を実施する。
- ② リスクに関しては、『リスク管理規程』を制定して、リスク管理の全体最適を図るため、組織横断的なリスクマネジメントを統括する組織を設置するとともに、グループ全体のリスクマネジメント体制を整備する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者は、業務遂行上想定されるリスクに対して、未然防止対策の策定によりリスクを予防・回避・軽減させ、損失を最小化する活動をする。経営者は損失を伴うリスクを常に点検・評価して重要なリスクについては取締役会に報告する。
- ④ 市場、品質、情報等のリスクならびにコンプライアンスについては、当社およびグループ会社の取締役、各組織の責任者が必要に応じて規程・規則の制定、マニュアルの作成、研修の実施、活動の点検・評価を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、事業遂行上のリスク管理の有効性、適正性などを監査して、その結果を経営会議、監査役に適宜報告する。
- ⑥ 損失を伴うリスクが発生した場合は、対策本部等を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、これを最小限度に止める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、迅速な意思決定を図るとともに、経営方針・事業計画等を基に経営目標を明確化し、各組織の段階において方針・計画の具体化を図り効率的かつ継続的な業務執行を確保する。
- ② 取締役会の監督機能の強化ならびに業務執行の機動性、有効性や効率性を図るため、業務執行機関として経営会議を設置し、経営に関する方針、経営戦略、事業計画、業務執行上の重要な事項を議論、決定するとともに、その内容を取締役に報告する。取締役会は業務執行機関の経営会議を監督し、重要事項の意思決定ならびに業務執行にかかわる重要な事項を決定する。

- ③ 担当分野の業務を権限と責任の明確化により迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入する。適正かつ効率的な職務の遂行を確保するために、社内規程により各組織の責任者の権限と責任を明確にする。
 - ④ 業務の効率化および内部統制の有効性を推進するため、グループ全体の情報通信システムの推進を統括する組織を設置し、全体システムの最適化を図る。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社およびグループ会社の取締役は、グループ会社の独自性を尊重しつつも、当社の経営方針・理念、『ソレキアグループ行動指針』などの基本方針を共有し、グループ会社に対してグループ全体の効率性、適正性、適法性に関する業務執行体制の整備のために必要な支援ならびに指導を実施する。
 - ② グループ会社は、事業を管理推進する部門との間で随時情報交換を行い、適正かつ効率性を確認する。
 - ③ 監査役は、グループ会社の取締役会、監査役との意見交換を行い、監査の適正を図る。
 - ④ 内部監査部門は、グループ会社の内部監査部門と連携し、グループ全体の内部監査を定期的に実施し、その結果を定期的に経営会議に報告するとともに、グループ会社の取締役会、監査役に報告する。グループ会社の重要な事項については、当社の取締役会、監査役に報告する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役監査の実効性を高め、監査業務を円滑に実施するために、監査役から要請がある場合、監査役の職務を補助する従業員を配置する。
 - ② 監査役からの要請により配置した従業員の人事に関する事項は、監査役の同意を要するものとし、当該従業員の独立性を確保するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等は、監査役の要請に応じて、定期的に、或いは随時に事業の運営や課題等の業務執行の状況について報告を行う。
- ② 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等は、重要な法令および定款違反ならびに不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、または発生するおそれがあるときは、発見次第直ちに監査役に報告する。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役ならびに従業員等が、前1号および2号に従い監査役への報告を行ったことにより、不利益な取扱いを受けることを禁止する。

(8) 監査役監査の実効性を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の取締役は、監査役が取締役会、経営会議、その他重要な事項を決定する会議に出席する機会を提供する。また監査役はその関係文書等を閲覧できる。
- ② 監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③ 内部監査部門は、監査役との間において内部監査計画等の協議を行い、その監査結果について密接な情報交換および連携を行う。また、内部監査部門は社外監査役、社外取締役と定期的に情報交換を行い、監査業務の実効性を図る。

(9) 監査役職務執行により生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることができる。
- ② 監査役が職務の執行について生じる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はその費用を負担する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方ならびに体制

- ① 当社およびグループ各社は、社会の秩序・安全ならびに企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、その圧力に屈することなく、毅然とした態度で臨むものとし、これらの勢力からの要求を断固拒否し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
- ② 反社会的勢力への対応を迅速に行うため、対応統括部門を中心に、社外専門機関と日常より緊密に連携する。
- ③ 対応統括部門への外部情報を含む関係情報の集約、グループ内の定期的な啓発活動、反社会的勢力排除のための組織的対応の周知徹底等の体制を整備する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンス

コンプライアンスに関しては、コンプライアンス委員会によって、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。また、すべての経営者、従業員等が国内外の法令の遵守はもとより、倫理に則った行動の指針となる『ソレキアグループ行動指針』を策定し、定期的に教育を実施しております。

(2) リスクマネジメント

『リスク管理規程』を制定して、リスク管理の全体最適を図るとともに、大規模災害を想定した「緊急時対応訓練」の実施や、事業継続計画（BCP）の整備を進めております。

(3) 内部統制

内部監査部門が、事業遂行上のリスク管理の有効性、適正性などを監査して、その結果を経営会議、監査役に適宜報告しております。また、監査役との間において内部監査計画等の協議を行い、その監査結果について密接な情報交換および連携を行うことで監査業務の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,820,468	流 動 負 債	9,022,715
現金及び預金	12,487,624	支払手形及び買掛金	4,113,008
受 取 手 形	9,454	短 期 借 入 金	2,190,800
電 子 記 録 債 権	552,378	リ ー ス 債 務	342,696
売 掛 金	6,028,862	未 払 法 人 税 等	623,684
リ ー ス 投 資 資 産	640,963	賞 与 引 当 金	327,300
商 品	1,757,415	役 員 賞 与 引 当 金	19,500
仕 掛 品	79,997	そ の 他	1,405,725
そ の 他	264,749	固 定 負 債	2,313,614
貸 倒 引 当 金	△977	長 期 借 入 金	1,714,000
固 定 資 産	2,336,041	リ ー ス 債 務	298,267
有 形 固 定 資 産	1,064,168	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	60,643
建 物 及 び 構 築 物	308,639	退 職 給 付 に 係 る 負 債	184,592
工 具 、 器 具 及 び 備 品	135,215	資 産 除 去 債 務	56,111
土 地	620,313	負 債 合 計	11,336,329
無 形 固 定 資 産	17,466	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,928	株 主 資 本	12,535,620
そ の 他	15,537	資 本 金	2,293,007
投 資 そ の 他 の 資 産	1,254,406	資 本 剰 余 金	2,359,610
投 資 有 価 証 券	721,194	利 益 剰 余 金	7,889,351
関 係 会 社 株 式	49,000	自 己 株 式	△6,347
敷 金 及 び 保 証 金	367,807	その他の包括利益累計額	284,559
繰 延 税 金 資 産	61,653	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	382,747
そ の 他	61,397	為 替 換 算 調 整 勘 定	△98,188
貸 倒 引 当 金	△6,647	純 資 産 合 計	12,820,180
資 産 合 計	24,156,509	負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,156,509

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,381,506
売 上 原 価		24,101,882
売 上 総 利 益		6,279,624
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,659,985
営 業 利 益		2,619,639
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,255	
受 取 家 賃	5,780	
為 替 差 益	20,154	
そ の 他	24,419	81,610
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,926	
そ の 他	9,026	50,953
経 常 利 益		2,650,296
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	579	579
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,649,716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	872,769	
法 人 税 等 調 整 額	76,763	949,532
当 期 純 利 益		1,700,184
親会社株主に帰属する当期純利益		1,700,184

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,293,007	2,359,610	6,245,329	△4,832	10,893,114
当連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△56,162		△56,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,700,184		1,700,184
自 己 株 式 の 取 得				△1,514	△1,514
株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額)					－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,644,021	△1,514	1,642,506
当 期 末 残 高	2,293,007	2,359,610	7,889,351	△6,347	12,535,620

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	298,119	△80,326	217,793	11,110,907
当連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△56,162
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,700,184
自 己 株 式 の 取 得				△1,514
株主資本以外の項目の当連結会 計年度中の変動額(純額)	84,627	△17,862	66,765	66,765
当連結会計年度中の変動額合計	84,627	△17,862	66,765	1,709,272
当 期 末 残 高	382,747	△98,188	284,559	12,820,180

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,730,123	流 動 負 債	9,042,205
現 金 及 び 預 金	12,408,699	買 掛 金	4,128,059
受 取 手 形	9,454	短 期 借 入 金	2,190,800
電 子 記 録 債 権	552,378	リ ー ス 債 務	342,696
売 掛 金	6,014,507	未 払 金	298,018
リ ー ス 投 資 資 産	640,963	未 払 費 用	192,191
商 品	1,757,415	未 払 法 人 税 等	623,286
仕 掛 品	79,997	未 払 消 費 税 等	159,046
前 払 費 用	51,967	受 金	719,596
そ の 他	215,719	預 り 金	43,310
貸 倒 引 当 金	△980	賞 与 引 当 金	325,700
固 定 資 産	2,403,791	役 員 賞 与 引 当 金	19,500
有 形 固 定 資 産	1,063,126	固 定 負 債	2,313,614
建 物	306,351	長 期 借 入 金	1,714,000
構 築 物	1,433	リ ー ス 債 務	298,267
工 具、器 具 及 び 備 品	135,028	退 職 給 付 引 当 金	184,592
土 地	620,313	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	60,643
無 形 固 定 資 産	17,466	資 産 除 去 債 務	56,111
ソ フ ト ウ ェ ア	1,928	負 債 合 計	11,355,819
電 話 加 入 権	15,537	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,323,199	株 主 資 本	12,395,347
投 資 有 価 証 券	721,194	資 本 金	2,293,007
関 係 会 社 株 式	49,000	資 本 剰 余 金	2,359,610
長 期 貸 付 金	301,796	資 本 準 備 金	2,359,610
長 期 前 払 費 用	1,351	利 益 剰 余 金	7,749,078
破 産 更 生 債 権 等	6,630	利 益 準 備 金	220,200
繰 延 税 金 資 産	61,653	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,528,878
敷 金 及 び 保 証 金	367,807	別 途 積 立 金	352,801
保 険 積 立 金	30,156	繰 越 利 益 剰 余 金	7,176,076
そ の 他	23,259	自 己 株 式	△6,347
貸 倒 引 当 金	△239,650	評 価 ・ 換 算 差 額 等	382,747
資 産 合 計	24,133,915	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	382,747
		純 資 産 合 計	12,778,095
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,133,915

損 益 計 算 書

（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,294,892
売 上 原 価		24,090,580
売 上 総 利 益		6,204,311
販売費及び一般管理費		3,614,160
営 業 利 益		2,590,151
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	31,405	
受 取 家 賃	5,780	
為 替 差 益	17,631	
そ の 他	24,573	79,391
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41,926	
貸倒引当金繰入額	13,900	
そ の 他	9,026	64,853
経 常 利 益		2,604,689
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	579	579
税引前当期純利益		2,604,109
法人税、住民税及び事業税	869,000	
法 人 税 等 調 整 額	76,763	945,763
当 期 純 利 益		1,658,346

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	利 益 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	2,293,007	2,359,610	2,359,610	220,200	352,801	5,573,892	6,146,894	Δ4,832	10,794,679
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当						Δ56,162	Δ56,162		Δ56,162
当 期 純 利 益						1,658,346	1,658,346		1,658,346
自己株式の取得								Δ1,514	Δ1,514
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変動額（純額）									-
当事業年度中の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	1,602,183	1,602,183	Δ1,514	1,600,668
当 期 末 残 高	2,293,007	2,359,610	2,359,610	220,200	352,801	7,176,076	7,749,078	Δ6,347	12,395,347

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	298,119	298,119	11,092,798
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			Δ56,162
当 期 純 利 益			1,658,346
自己株式の取得			Δ1,514
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変動額（純額）	84,627	84,627	84,627
当事業年度中の 変 動 額 合 計	84,627	84,627	1,685,296
当 期 末 残 高	382,747	382,747	12,778,095

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

ソレキア株式会社

取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 池	将 史
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	堀	友 善

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ソレキア株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソレキア株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

ソレキア株式会社
取締役会 御中

應和監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	小 池	将 史
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	堀	友 善

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ソレキア株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、應和監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

ソレキア株式会社 監査役会

常勤監査役 真 野 利 啓 ㊟

監 査 役 石 原 和 彦 ㊟

監 査 役 奥 山 一 寸 法 師 ㊟

監 査 役 三 好 裕 之 ㊟

(注) 監査役石原和彦、監査役奥山一寸法師及び監査役三好裕之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を図るとともに、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるため、内部留保の充実に努めることを基本的な考え方としております。

第68期の期末配当につきましては、業績が好調に推移したことを勘案し、前期末の普通配当（1株につき50円）[※]に比べ20円増配して、1株につき70円とさせていただきますと存じます。

※第67期の期末配当につきましては、1株につき50円の普通配当に加え、1株当たり15円の特別配当を実施し、1株につき65円の配当といたしました。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株 金70円
総額 60,469,990円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	こ ばやし よし かず 小 林 義 和 (1949年6月30日生)	1973年 7 月 当社入社 1984年11月 当社取締役 1987年11月 当社常務取締役 1988年11月 当社専務取締役 1992年 6 月 当社代表取締役副社長 1994年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2025年 4 月 当社経営戦略統括兼管理グループ担当兼監査部担当兼経営企画室担当兼コーポレートサービス部担当兼ソレキア・アカデミー担当（現任） 【重要な兼職の状況】 ソレキア・プラッツ株式会社代表取締役会長	38,204株
【取締役候補者とした理由】 小林義和氏は、当社の営業部門の責任者や経営戦略部門、海外マーケティング部門等に携わるとともに、経営全般に関する豊富な経験や知見を有しております。また、1994年6月から当社代表取締役社長として、企業価値の向上へ向けて当社の指揮を執っております。 その豊富な経営経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営全般にわたる指揮および意思決定機能の強化に反映していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
2	き き き ベ ジ 佐 々 木 ベ ジ (1955年9月26日生)	1991年12月 フリージア・マクロス株式会社 代表取締役社長 2001年 6 月 同社代表取締役会長 2008年 7 月 株式会社ビコイ代表取締役 (現任) 2009年 9 月 フリージア・マクロス株式会社 取締役会長 (現任) 2009年 9 月 夢みつけ隊株式会社代表取締役 (現任) 2014年 2 月 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD 董事長 (現任) 2014年11月 株式会社セキサク代表取締役 (現任) 2015年 6 月 技研興業株式会社取締役会長 2016年 5 月 フリージアホールディングス株 式会社代表取締役 (現任) 2017年 3 月 株式会社ユタカフードパック代 表取締役 (現任) 2017年 9 月 当社取締役 2017年11月 当社管理グループ副担当兼管理 グループ長 2018年 1 月 技研ホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) 2018年 3 月 尚茂電子材料股份有限公司董事 長 (現任) 2019年 2 月 株式会社協和コンサルタンツ社 外取締役 2019年 6 月 当社取締役顧問 (現任) 2021年 3 月 株式会社ラピース代表取締役社 長 (現任) 2021年 6 月 当社管理グループ副担当兼海外 及び新規ビジネス (人財・開 発) 担当兼管理グループ長兼 DX推進センター長兼情報セキ ュリティビジネス推進室長 (現 任) 2022年 1 月 技研興業株式会社代表取締役 (現任) 2024年 2 月 株式会社協和コンサルタンツ取 締役 (現任)	190,999株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	(前ページより続き) さ き き ベ ジ 佐々木ベジ (1955年9月26日生)	【重要な兼職の状況】 フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役 夢みつけ隊株式会社代表取締役 DAITO ME HOLDINGS CO.,LTD 理事長 株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社代表取締役 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードバック代表取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 尚茂電子材料股份有限公司董事長 株式会社協和コンサルタンツ取締役 株式会社ラビース代表取締役社長	190,999株
【取締役候補者とした理由】 佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長、夢みつけ隊株式会社の代表取締役、技研ホールディングス株式会社の代表取締役社長、株式会社協和コンサルタンツの取締役、株式会社ラビースの代表取締役社長のほか、多くの企業の役員を兼職されており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経営経験と知見を、当社の企業価値向上ならびに経営全般にわたる意思決定機能の強化に反映していくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
3	ひ ぐら ゆう ぞう 樋口雄三 (1964年1月23日生)	1983年 4 月 当社入社 2009年 4 月 当社長野支社営業統括部長兼諏訪支店長 2016年 6 月 当社東日本支社長兼第一営業統括部長 2018年 6 月 当社取締役 2019年 6 月 当社常務取締役（現任） 2025年 6 月 当社営業部門統括兼コーポレートサービス部副担当兼DC・クラウド推進室担当兼特定アカウント推進室担当兼バックオフィスセンター担当兼事業推進部担当兼経営企画室副担当兼DX推進センター長代理（現任）	1,300株
【取締役候補者とした理由】 樋口雄三氏は、当社営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ業務に精通しており、2018年6月から取締役、2019年6月から常務取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 における 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
4	きく もり のぶ ひこ 菊 盛 信 彦 (1958年7月18日生)	1982年 4 月 富士通株式会社入社 2006年 4 月 同社北陸営業本部富山支店長兼高岡支店長 2009年 4 月 同社静岡支社長 2013年 5 月 同社公共地域営業グループビジネス推進本部長 2015年 4 月 株式会社富士通マーケティング（現、富士通Japan株式会社）執行役員ビジネスパートナー本部長 2018年 4 月 同社上席執行役員西日本ブロック長 2019年 4 月 当社入社 2019年 6 月 当社取締役 2021年 6 月 当社常務取締役（現任） 2024年 4 月 当社デジタルソリューション事業グループ担当兼ヘルスケアソリューション事業部担当兼東日本支社担当兼インフラサービス事業グループ担当（現任）	600株
【取締役候補者とした理由】 菊盛信彦氏は、富士通株式会社および株式会社富士通マーケティング（現、富士通Japan株式会社）で営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ業務に精通しております。また、2019年6月から取締役、2021年6月から常務取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
5	くに やす てつ じ 国 安 哲 史 (1958年7月23日生)	1981年 4 月 古河電気工業株式会社入社 2013年 4 月 同社監査部長 2014年 6 月 東京特殊電線株式会社（現、株式会社TOTOKU）取締役兼執行役員経営企画部長、経理担当 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） 2020年 6 月 東京特殊電線株式会社（現、株式会社TOTOKU）常務執行役員 2022年 6 月 東特巻線株式会社監査役（現任） 【重要な兼職の状況】 東特巻線株式会社監査役	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 国安哲史氏は、東京特殊電線株式会社（現、株式会社TOTOKU）の常務執行役員等を経験されており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
6	さとう せい くう 佐 藤 生 空 (1985年11月15日生)	2009年 4 月 松下哲也登記測量事務所入所 2011年 5 月 行政書士ABC法務研究所開設 2011年 9 月 株式会社損害保険ジャパン (現、損害保険ジャパン株式会 社) 入社 2014年 9 月 株式会社ABC研究所設立 代 表取締役 2019年12月 弁護士登録 2019年12月 佐藤生空法律事務所開設 (現任) 2020年 5 月 株式会社ラピーヌ社外取締役 2021年 2 月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2021年 7 月 弁護士法人佐藤生空 (現、弁護 士法人ABC) 設立 2022年 6 月 当社社外取締役 (現任) 2023年10月 弁護士法人ABC 代表社員 (現 任) 【重要な兼職の状況】 佐藤生空法律事務所 弁護士 株式会社ラピーヌ社外取締役 (監査等委員) 弁護士法人ABC 代表社員	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 佐藤生空氏は、弁護士としての高い見識とこれまでの豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくことを期待しております。 その経験と知見を当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に活かしていくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
7	むら した じゅん いち 村 下 順 一 (1961年4月21日生)	1983年 8 月 当社入社 2006年 4 月 当社西日本支社西日本システム サービス統括部長兼関西システム 部長 2015年 4 月 当社西日本支社西日本システム 統括部長兼医療システム部長兼 技術サービス部長 2019年 4 月 当社西日本支社長代理（システム） 2022年 4 月 当社デジタルソリューション事業 グループ長代理兼システムソ リューション事業グループ長代 理兼デジタルソリューション事 業グループ第三システム統括部 長兼システム部長 2023年 6 月 当社取締役（現任） 2025年 6 月 当社システム部門統括兼システ ムソリューション事業グループ 担当兼システム事業推進部担当 （現任）	400株
【取締役候補者とした理由】 村下順一氏は、当社システムソリューション事業部門の業務経験が豊富かつ事業に通じており、2023年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
8	塚 田 武 文 (1962年8月21日生)	1986年 4 月 富士通株式会社入社 2010年10月 株式会社富士通マーケティング (現、富士通Japan株式会社) 関西東海ビジネスパートナー統括 営業部関西第一営業部長 2013年 4 月 同社中部営業本部北陸支社長 2018年 4 月 同社中部営業本部長 2020年10月 同社第一ビジネスプロデュース グループ地域ビジネス本部長 2021年 4 月 同社関西中四国エリア本部 エグゼクティブディレクター 2022年 4 月 当社入社 2023年 4 月 当社西日本支社長代理 2024年 4 月 当社西日本支社長兼大阪支店長 2025年 6 月 当社取締役 (現任) 当社西日本支社長 (現任)	200株
【取締役候補者とした理由】 塚田武文氏は、株式会社富士通マーケティング (現、富士通Japan株式会社) で営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ事業に精通しており、2025年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
9	竹 田 錠 一 (1962年9月12日生)	1985年 4 月 富士通株式会社入社 2009年 4 月 同社SBG官公庁ソリューション 事業本部第三営業統括部長 2016年 4 月 同社官公庁営業本部長代理 2017年 4 月 同社西日本営業本部長代理兼関西 支社長 2021年 4 月 株式会社富士通エフサス (現、 エフサステクノロジーズ株式会 社) 取締役常務 2024年 4 月 当社入社 2024年 6 月 当社インフラサービス事業グル ープ長代理 2025年 6 月 当社取締役 (現任) 当社インフラサービス事業グル ープ長 (現任)	300株
【取締役候補者とした理由】 竹田錠一氏は、富士通株式会社に営業部門の責任者として豊富な経験を積んでおり、かつ事業に精通しており、2025年6月から取締役として、その責務を実効的に果たしております。また、株式会社富士通エフサス (現、エフサステクノロジーズ株式会社) において取締役常務を経験され、経営者としての経験と知見を有しております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1 0	酒 井 英 隆 (1967年8月22日生)	1991年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社長野支社長長野支店長 2011年 4 月 当社東日本支社第二営業統括部 長野支店長兼東日本支社担当部 長兼諏訪支店長 2017年 4 月 当社東日本支社第二営業統括部 長兼業務部長 2021年 4 月 当社東日本支社長代理兼東北営 業統括部長 2023年 4 月 当社デジタルソリューション事 業グループ長代理兼産業第二営 業統括部長 2025年 4 月 当社デジタルソリューション事 業グループ長代理 2025年 6 月 当社取締役（現任） 当社デジタルソリューション事 業グループ長（現任）	200株
【取締役候補者とした理由】 酒井英隆氏は、当社営業部門の業務経験が豊富かつ事業に通じており、2025年6月から取締役としてその責務を実効的に果たしております。 その経験と知見を経営に活かしていくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
1 1	【新 任】 大 高 英 夫 (1965年11月28日生)	1993年 6 月 株式会社ピコイ入社 1999年 2 月 同社広島支店長 1999年12月 同社秋田支店長 2004年 2 月 同社西日本ブロック長兼広島支 店長 2005年 2 月 同社西日本ブロック長兼大阪支 店長 2015年 9 月 同社西日本ブロック長兼大阪支 店長兼鹿児島支店長 2019年 7 月 同社取締役（現任） 同社関東九州ブロック長 2020年 6 月 夢みつけ隊株式会社取締役（監 査等委員）（現任） 2023年 2 月 株式会社ピコイ関東ブロック長 （現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 大高英夫氏は、株式会社ピコイの取締役、夢みつけ隊株式会社の取締役（監査等委員）を務めており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1 2	【新任】 こし やま たか ふみ 腰 山 貴 文 (1971年12月3日生)	1995年 7 月 加賀電子株式会社入社 2008年 4 月 同社会長室長 2009年10月 同社秘書室長 2015年 4 月 同社秘書・広報室長 2023年 4 月 同社コーポレート・スタッフ室 長（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 腰山貴文氏は、加賀電子株式会社のコーポレート・スタッフ室長を務めており、経営管理部門においての幅広い見識と豊富な経験を有しております。 その豊富な経験と知見を、当社の持続的な企業価値向上ならびに経営監督機能の強化に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間における特別の利害関係は、次のとおりであります。
- ①取締役候補者小林義和氏は、ソレキア・ブラッツ株式会社の代表取締役会長を兼職しており、当社は同社へ業務委託等の取引関係および資金貸付をしております。
 - ②取締役候補者佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長を兼職しており、同社は当社を持分法適用関連会社としております。
 - ③その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者国安哲史、佐藤生空、大高英夫、腰山貴文の4氏につきましては、社外取締役候補者であります。
 3. 国安哲史、佐藤生空の両氏につきましては、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、国安哲史氏は本総会終結の時をもって7年、佐藤生空氏は本総会終結の時をもって4年となります。
 4. 社外取締役候補者国安哲史、佐藤生空、腰山貴文の3氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外取締役候補者国安哲史、佐藤生空、大高英夫、腰山貴文の4氏が原案どおり選任されまると、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を国安哲史、佐藤生空の両氏とは継続して、大高英夫、腰山貴文の両氏とは新たに締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の取締役を原案どおり選任いただいた場合の取締役会および監査役会のスキルマトリックスは以下のとおりです。

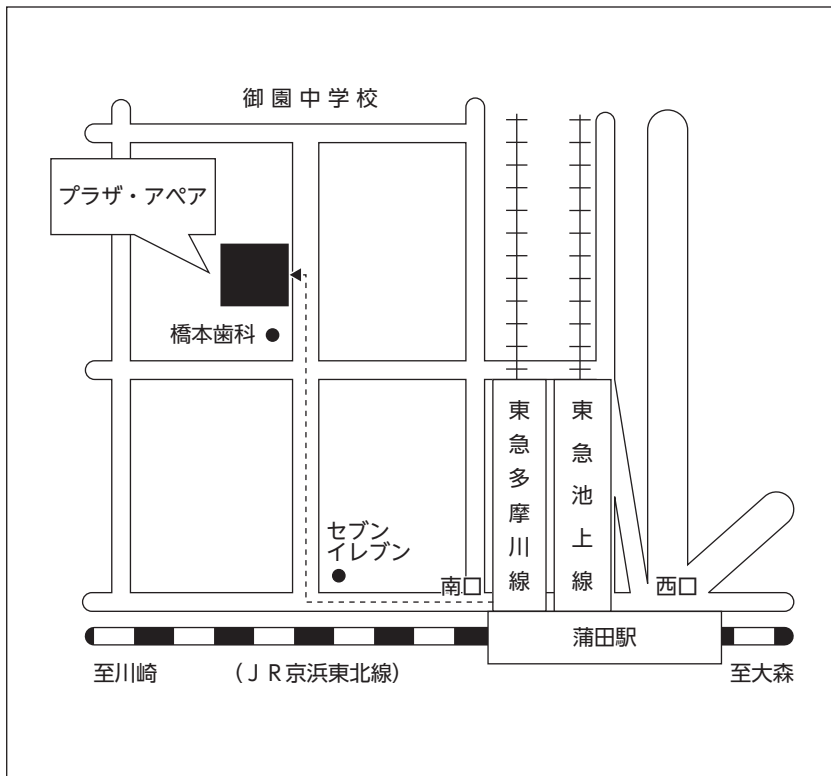
	氏 名	ス キ ル				
		企 業 経 営	営 業	I T ・ デ ジ タ ル	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ ス ク リ ー ム
取 締 役	小 林 義 和	○	○	○	○	○
	佐 々 木 ベ ジ	○	○	○	○	○
	樋 口 雄 三	○	○	○		○
	菊 盛 信 彦	○	○	○		
	国 安 哲 史 (社外取締役・独立役員)	○			○	○
	佐 藤 生 空 (社外取締役・独立役員)	○			○	○
	大 (社 外 取 締 役) 高 英 夫	○	○			
	腰 山 貴 文 (社外取締役・独立役員)	○	○			
	村 下 順 一		○	○		
	塚 田 武 文		○	○		
監 査 役	竹 田 錠 一		○	○		
	酒 井 英 隆		○	○		
	真 野 利 啓				○	○
	石 原 和 彦 (社外監査役・独立役員)				○	○
	奥 (社 外 監 査 役) 山 一 寸 法 師	○			○	○
	三 好 裕 之 (社外監査役・独立役員)				○	○

(注) 上記一覧表は、各役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

第68期定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 オリジア
電話 03(3732)4122



交通 J R 京浜東北線蒲田駅（南口） 下車徒歩約3分
東急（多摩川線・池上線）蒲田駅

第 6 8 期 定 時 株 主 総 会 資 料

(電 子 提 供 措 置 事 項 の う ち 法 令 及 び 定 款 に 基 づ く
書 面 交 付 請 求 に よ る 交 付 書 面 に 記 載 し な い 事 項)

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

solekia ソレキア株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連 結 注 記 表

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | | |
|----------|-----|---|
| ① 連結子会社 | 3 社 | ソレキア・プラッツ株式会社
SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD.
SOLEKIA VIETNAM LIMITED |
| ② 非連結子会社 | | 該当事項はありません。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 持分法適用の非連結子会社 | 該当事項はありません。 |
| ② 持分法適用の関連会社 | 該当事項はありません。 |

③ 持分法を適用していない関連会社

主な持分法を適用しない関連 会社の名称	F S K 人材育成株式会社
------------------------	----------------

持分法を適用しない理由

持分法非適用の会社は、当連結会計年度末までに事業活動を開始しておらず、また、連結計算書類の当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に重要な影響をおよぼしていないため持分法の適用範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSOLEKIA SINGAPORE PTE.LTD.およびSOLEKIA VIETNAM LIMITEDの決算日は、2025年12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

ただし、2026年1月1日から連結決算日2026年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品

主として移動平均法による原価法

仕掛品

個別法による原価法

なお、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

親会社および国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。主な耐用年数は建物50年、工具、器具及び備品5年であります。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

なお、当連結会計年度の残高はありません。

親会社は第49期定時株主総会（2007年6月28日開催）をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。同日以前に在任した役員については、その日以前の在任期間に対して内規の効力を有するため、当該内規に基づく支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。従って、同日以降の新規計上は行っておりません。

④ 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、情報・通信システム関連商品の販売、ソフトウェアの開発およびこれらに係るサービスの提供という事業を営んでおり、製品およびサービスごとの収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等の金額を控除した金額で算定しております。

a. コンポーネント・デバイス

半導体、電子部品の販売で、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

b. 情報関連機器

パソコン、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェアなどの製品ならびに保守サービスの販売で、製品は顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点を以て収益を認識しており、保守サービスは契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

c. システムソリューション

システム開発、運用支援サービスなどの受託販売で、これら作業完了後、顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、作業期間が長期のもので履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、顧客の検収時点によらず、履行義務を充足するにつれ支配の移転があるものと判断し収益を認識しております。

d. フィールドサービス

顧客との業務委託契約に伴う請負保守サービスでこれら作業完了後、顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっており、数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。

b. 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

c. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理をそれぞれ採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建債権債務および借入金

ヘッジ方針

為替予約は外貨建金銭債権債務の決済において必要とされる範囲内で、金利スワップは資金調達に係る金利の範囲内でそれぞれ行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象と同一通貨建・同一金額・同一期日のものに限定しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されております。また金利スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定することができます。従って、それぞれのヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 61,653千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に従って判定した企業分類及び合理的な見積可能期間の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会において承認された事業計画を基に見積もっておりますが、事業計画の策定においてはＩｏＴやＡＩなどのデジタル技術の進化を背景としたＩＴ投資の市場動向について一定の仮定に基づき将来の収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。

そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

① 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「受取保険金」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「受取保険金」は4,183千円であります。

② 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度の「助成金収入」は3,558千円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 777,547千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	865,301株	一株	一株	865,301株

- (2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,262株	182株	一株	1,444株

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2025年6月27日開催の第67期定時株主総会において次のとおり決議しております。

配当金総額	56,162千円
1株当たり配当額	65円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年6月26日開催の第68期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金総額	60,469千円
1株当たり配当額	70円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	103,150千円
未払事業税	35,810
未払費用	38,196
退職給付に係る負債	58,183
投資有価証券評価損	2,542
繰越欠損金	42,450
役員退職慰労引当金	19,114
貸倒引当金	2,404
その他	45,957
繰延税金資産 小計	347,811
評価性引当額	△106,531
繰延税金資産 合計	241,280

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△176,171
その他	△3,455
繰延税金負債 合計	△179,626
繰延税金資産の純額	61,653

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0
留保金課税	5.5
評価性引当額	△0.2
住民税均等割	0.9
賃上げ促進税制による税額控除	△1.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.8</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、安全性を第一とし、短期的な預金を中心とした金融資産に限定しております。資金調達、資金使途、期間、調達コスト等を勘案し主に銀行借入を行っております。また、デリバティブ取引については、為替変動リスクに対する為替予約取引および金利変動リスクに対する金利スワップ取引に限定して行い、投機目的には利用しない方針であります。

② 金融商品の内容およびリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金関係規程および営業管理関係規程に従い与信管理および期日管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用しヘッジする方針としております。

リース投資資産は主に転リース取引によるものであり、転リース先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や取引先企業の財政状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に営業保証金や事務所敷金であり、預入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用度の高い預入先と契約を結ぶこととしていため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほぼ全てが5ヶ月以内の支払期日となっております。一部外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用しヘッジする方針としております。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、ほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

短期借入金および長期借入金は、主に運転資金や安定的な支払能力を確保するためのものであります。これらは、主に固定金利であります。変動金利による借入を行った場合には、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用する方針としております。

営業債務、未払法人税等および借入金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金繰計画を毎月作成・更新することで管理しております。

リース債務は主に転リース取引に係る資金調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されておりますが、これらに対しては、リース投資資産の回収条件と当該リース債務の支払条件を概ね一致させることにより、リスクを限定しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4)会計方針に関する事項 ⑤c. 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
リ ー ス 投 資 資 産	640,963千円	637,183千円	△3,780千円
投 資 有 価 証 券 (注) 1	714,666	714,666	－
敷 金 及 び 保 証 金 (注) 1	307,691	293,723	△13,967
資 産 計	1,663,321	1,645,573	△17,748
長 期 借 入 金 (注) 2	2,774,800	2,751,047	△23,752
リ ー ス 債 務 (注) 2	640,963	637,183	△3,780
負 債 計	3,415,763	3,388,231	△27,532

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」及び「敷金及び保証金」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	55,528千円
営業保証金	60,116

(注) 2. 長期借入金およびリース債務は、1年内返済予定分を含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	714,666千円	－	－	714,666千円

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リ ー ス 投 資 資 産	－千円	637,183千円	－千円	637,183千円
敷 金 及 び 保 証 金	－	293,723	－	293,723
資 産 計	－	930,906	－	930,906
長 期 借 入 金	－	2,751,047	－	2,751,047
リ ー ス 債 務	－	637,183	－	637,183
負 債 計	－	3,388,231	－	3,388,231

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産およびリース債務

リース投資資産およびリース債務の時価の算定は、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	製品およびサービスの売上区分				合計
	コンポーネント・デバイス	情報関連機器	システムソリューション	フィールドサービス	
一時点で移転される財又はサービス	1,716,378千円	16,879,158千円	3,669,738千円	3,023,498千円	25,288,774千円
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	-	4,118,040	761,896	212,796	5,092,732
顧客との契約から生じる収益	1,716,378	20,997,198	4,431,634	3,236,295	30,381,506
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	1,716,378	20,997,198	4,431,634	3,236,295	30,381,506

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、各製品およびサービスにおける対価は履行義務を充足した時点から主として3ヵ月以内に回収しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債	当連結会計年度
期首残高	468,745千円
期末残高	719,502

契約負債は主に、情報関連機器およびシステムソリューションにおける顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い残高が減少します。前受金は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた金額は307,597千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、取引は概ね1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14,840円63銭
1株当たり当期純利益	1,967円92銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

賃借事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から15年と見積り、割引率は1.885%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	57,782千円
時の経過による調整額	175
資産除去債務の履行による減少額	△1,845
期末残高	56,111

12. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を併用しております。

(2) 確定給付企業年金制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,959,343千円
勤務費用	119,090
利息費用	41,963
数理計算上の差異発生額	△151,551
退職給付の支払額	△288,185
退職給付債務の期末残高	2,680,659

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,486,818千円
期待運用収益	24,868
数理計算上の差異発生額	114,202
事業主からの拠出額	158,363
退職給付の支払額	△288,185
年金資産の期末残高	2,496,067

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,680,659千円
年金資産	△2,496,067
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184,592
退職給付に係る負債	184,592
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	184,592

④ 退職給付費用およびその内訳項目の金額	
勤務費用	119,090千円
利息費用	41,963
期待運用収益	△24,868
数理計算上の差異の費用処理額	△265,754
確定給付企業年金制度に係る退職給付費用	△129,569

⑤ 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
債券	53.5%
株式	30.8
保険資産(一般勘定)	4.7
その他	11.0
合計	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	2.180%
長期期待運用収益率	1.0%

- (3) 確定拠出年金制度
当社の確定拠出年金制度への要拠出額は、53,152千円であります。

個 別 注 記 表

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

子会社株式および関連会社株式 総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
以外のもの 原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

デリバティブ 時価法

棚卸資産

商品 移動平均法による原価法

仕掛品 個別法による原価法

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）
ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備お
よび構築物については定額法、それ以外の有形固定資産に
ついては定率法を採用しております。主な耐用年数は建物
50年、工具、器具及び備品5年であります。

無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 なお、当事業年度の残高はありません。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、数理計算上の差異については、その発生年度に一括損益処理しております。
役員退職慰労引当金	第49期定時株主総会（2007年6月28日開催）をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしましたが、同日以前に在任した役員については、その日以前の在任期間に対して内規の効力を有するため、当該内規に基づく支給見込額を役員退職慰労引当金として計上しております。従って、同日以降の新規計上は行っておりません。

(4) 収益および費用の計上基準

当社は、情報・通信システム関連商品の販売、ソフトウェアの開発およびこれらに係るサービスの提供という事業を営んでおり、製品およびサービスごとの収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き等の金額を控除した金額で算定しております。

a. コンポーネント・デバイス

半導体、電子部品の販売で、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

b. 情報関連機器

パソコン、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェアなどの製品ならびに保守サービスの販売で、製品は顧客に検収された時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、検収時点を以て収益を認識しており、保守サービスは契約期間に渡って履行義務が充足することから、契約期間に応じて均等按分し、収益を認識しております。

c. システムソリューション

システム開発、運用支援サービスなどの受託販売で、これら作業完了後、顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。また、作業期間が長期のもので履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、顧客の検収時点によらず、履行義務を充足するにつれ支配の移転があるものと判断し収益を認識しております。

d. フィールドサービス

顧客との業務委託契約に伴う請負保守サービスでこれら作業完了後、顧客に検収された時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理をそれぞれ採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建債権債務および借入金利

ヘッジ方針

為替予約は外貨建金銭債権債務の決済において必要とされる範囲内で、金利スワップは資金調達に係る金利の範囲内でそれぞれ行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象と同一通貨建・同一金額・同一期日のものに限定しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されております。

また金利スワップについては、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時およびその後も継続してキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定することができます。従って、それぞれのヘッジの有効性の判定は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 61,653千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に従って判定した企業分類及び合理的な見積可能期間の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会において承認された事業計画を基に見積もっておりますが、事業計画の策定においてはＩｏＴやＡＩなどのデジタル技術の進化を背景としたＩＴ投資の市場動向について一定の仮定に基づき将来の収益及び費用を予測しており、不確実性を伴っております。

そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更に関する注記

- ① 前事業年度まで区分掲記しておりました「受取保険金」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の「受取保険金」は4,183千円であります。
- ② 前事業年度まで区分掲記しておりました「保険配当金」は重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
なお、当事業年度の「保険配当金」は6,252千円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	761,655千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	55,677千円
長期金銭債権	301,796千円
短期金銭債務	15,783千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	222,140千円
仕入高	176,565千円
営業取引以外の取引(営業外収益)	673千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,262株	182株	－株	1,444株

(注) 普通株式の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	102,660千円
未払事業税	35,810
未払費用	38,196
退職給付引当金	58,183
貸倒引当金	75,846
役員退職慰労引当金	19,114
投資有価証券評価損	2,542
その他	74,424
繰延税金資産 小計	406,780
評価性引当額	△165,499
繰延税金資産 合計	241,280
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△176,171
その他	△3,455
繰延税金負債 合計	△179,626
繰延税金資産の純額	61,653

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0
留保金課税	5.6
評価性引当額	0.1
住民税均等割	0.9
賃上げ促進税制による税額控除	△1.5
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.3</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

- (2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	1,578千円
1 年超	5,391
	<u>6,969</u>

- (3) 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している金額

- ①リース投資資産

流動資産	640,963千円
------	-----------

- ②リース債務

流動負債	342,696千円
固定負債	298,267千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属 性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円ドル)	事業内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	SOLEKIA SINGAPORE PTE. LTD.	616	医療用モニタ等販売およびソフトウェアサポート	(所有)直接100.0	無し	商品の売買	資金の貸付	—	長期貸付金	271,796

(注) 1. 長期貸付金に対して、233,000千円の貸倒引当金を計上しております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

運転資金の貸付は、同社の利益計画および財政状態を十分考慮して、総合的に決定しております。また、支援政策として利息は減免しており、担保提供は受けておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 14,791円91銭

1株当たり当期純利益 1,919円50銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

賃借事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間を取得から15年と見積り、割引率は1.885%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	57,782千円
時の経過による調整額	175
資産除去債務の履行による減少額	△1,845
期末残高	56,111